

ご存知
でしたか？

医療費控除に関するお知らせ

2017年(平成29年)分の確定申告(医療費控除)から、健保発行の「医療費のお知らせ(原本)」が医療費控除の明細書の添付書類としてご利用いただけます。



注意

- ①医療費のお知らせに記載されていない医療費もあります。記載のなかった医療費については領収書に基づき、ご自身で明細書に追記して申告してください。
- ②医療費のお知らせの記載内容が実際の負担額と相違・不足がある場合は、領収書に基づいてご自身で訂正し、申告してください。
- ③医療費のお知らせが利用できるようになりますが、税務署から領収書の提示、提出を求められる場合がありますので、**領収書は必ず5年間保管してください。**

《対象》

年間医療費(給付金除く)が10万円を超える場合、医療費控除が申告できます。
(2017年1月1日～12月31日に支払った医療費)

- トヨタ車体健康保険組合では、2017年途中の法律改正であった為、特例として、**2017年分に限り1月～10月の10ヶ月分を再発行し、各職場に2月中旬に発送します。**

「医療費のお知らせ」で申告する場合、11月分(2月初送付)のお知らせと12月分については支払った領収書または3月初送付のお知らせをご利用いただけます。

2018年以降は1～10月分をまとめた医療費通知は発送いたしません。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

医療費控除の詳細(国税庁)
(<https://www.nta.go.jp/>)

トヨタ車体健康保険組合 担当:内藤
内線: 81-2755, 2756
外線: 0566-36-3927
時間: 月～金 8:30～12:00, 13:00～17:30

《注》

いつもと色違いです。
2017年1月～10月
(診療分)をまとめて
記載しています。

料金別納
郵便

親展

(オレンジ)

様

医療費と給付金のお知らせ

2017年1月～10月

トヨタ車体健康保険組合
〒440-0002 愛知県刈谷市一里山町金山100番地
☎ (0566) 36-3927 内線81-2755, 2756
当健保ホームページ <http://www.ty-kampo-kikin.or.jp>